

B. 本市の地域健康福祉を取り巻く状況

1. 人口構造と将来人口

■人口構造

平成14年10月1日現在の総人口（住民基本台帳人口）は77,755人で、構成比率は、年少人口比率が13.7%、生産年齢人口比率が71.1%、老年人口比率が15.2%です。

また、これまでの推移をみると、総人口は平成7年をピークに減少に転じましたが、平成7年から平成14年までの8年間の減少率は1.2%と、緩やかな減少にとどまっています。構成比率は、年少人口比率が減少しているのに対し、老年人口比率は増加しており、本市においても少子高齢化の傾向は顕著です。

■将来人口

本計画における当初5年間の推計人口をみると、平成15年では76,900人、平成19年には75,200人と減少しますが、この5年間の減少率は2.2%と緩やかです。また、この5年間の構成比率の推移をみると、年少人口比率は0.6ポイント減少（平成15年13.4%→平成19年12.8%）し、生産年齢人口比率も2.7ポイント減少（平成15年70.7%→平成19年68.0%）しますが、老年人口比率は3.4ポイント増加（平成15年15.9%→平成19年19.3%）します。

なお、本計画の目標年度である平成27年度の人口については、前期（～平成17年度）又は中期（～平成22年度）の期末における見直し時に、推計を行うものとします。

表. 本市の人口推移（昭和55年～平成14年）

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成14年
総人口	71,445	75,242	77,191	78,697	77,846	77,755
年少人口 (0～14歳)	19,236 (26.9%)	17,674 (23.5%)	14,125 (18.3%)	11,975 (15.2%)	10,744 (13.8%)	10,672 (13.7%)
生産年齢人口 (15～64歳)	47,899 (67.0%)	52,308 (69.5%)	56,407 (73.1%)	58,248 (74.0%)	56,375 (72.4%)	55,284 (71.1%)
老年人口 (65歳以上)	4,257 (6.0%)	5,256 (7.0%)	6,512 (8.4%)	8,462 (10.8%)	10,705 (13.8%)	11,799 (15.2%)

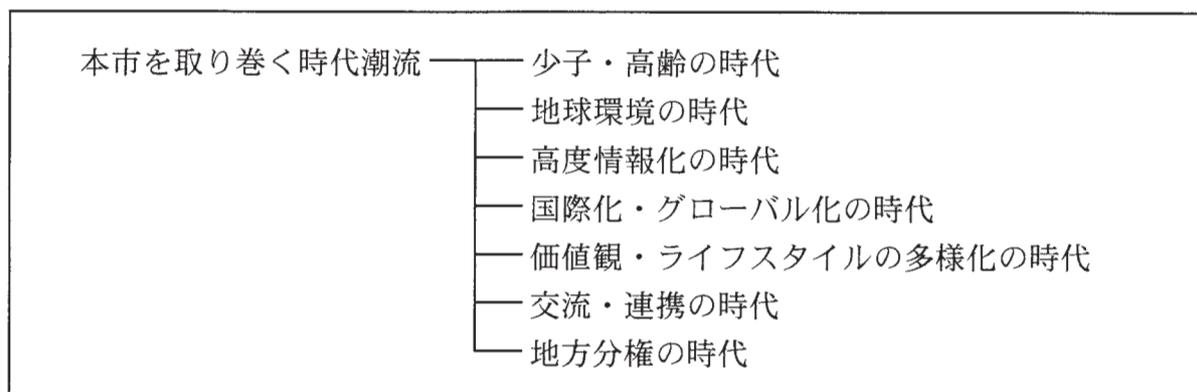
(注) 国勢調査（総人口には年齢不詳を含む。） 但し、平成14年は住民基本台帳による。

表. 本市の将来人口の推計（平成15年～平成19年）

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
総人口	76,900	76,600	76,300	75,700	75,200
年少人口 (0～14歳)	10,300 (13.4%)	10,200 (13.3%)	10,000 (13.1%)	9,800 (12.9%)	9,600 (12.8%)
0～4歳	3,500 (4.6%)	3,400 (4.4%)	3,300 (4.3%)	3,200 (4.2%)	3,000 (4.0%)
5～14歳	6,800 (8.8%)	6,800 (8.9%)	6,700 (8.8%)	6,600 (8.7%)	6,600 (8.8%)
生産年齢人口 (15～64歳)	54,400 (70.7%)	53,700 (70.1%)	53,100 (69.6%)	52,100 (68.8%)	51,100 (68.0%)
15～19歳	4,100 (5.3%)	3,900 (5.1%)	3,800 (5.0%)	3,700 (4.9%)	3,600 (4.8%)
20～39歳	22,700 (29.5%)	22,300 (29.1%)	22,000 (28.8%)	21,400 (28.3%)	20,800 (27.7%)
40～64歳	27,600 (35.9%)	27,500 (35.9%)	27,300 (35.8%)	27,000 (35.7%)	26,700 (35.5%)
老年人口 (65歳以上)	12,200 (15.9%)	12,700 (16.6%)	13,200 (17.3%)	13,800 (18.2%)	14,500 (19.3%)
前期高齢者 (65～74歳)	7,500 (9.8%)	7,800 (10.2%)	8,000 (10.5%)	8,400 (11.1%)	8,800 (11.7%)
後期高齢者 (75歳以上)	4,700 (6.1%)	4,900 (6.4%)	5,200 (6.8%)	5,400 (7.1%)	5,700 (7.6%)

(注) コーホート要因法による推計

2. 地域健康福祉に関する時代潮流



■少子・高齢の時代

わが国の総人口は、国の推計（平成14年1月推計-中位推計-）によると、平成18（2006）年に1億2,774万人でピークに達した後、長期の減少過程に入ると予想されます。また、高齢者の増加と、出生率の低下による若年人口の減少によって、少子・高齢が急激に進むと考えられます。

少子・高齢の進行によって、若年労働者は不足するとともに、医療や介護負担等の国民負担が増大するなど、社会経済の活力の低下が危惧されます。また、次代を担う子どもにとっては、幼少年期に習得すべき自主性や社会性等が育ちにくいといったことも懸念されます。

このため、高齢者からは、従来の福祉施策に加え、健康・生きがいづくり、就労や社会参加などへのニーズが増加すると考えられます。また、健康状態や家族形態等が多様化する中で、個々の状況に応じたきめ細かな生活支援が必要になるとともに、高齢者も地域社会を支える一員として、地域の中で充実した生活をおくることができるコミュニティづくりも重要になります。

一方、子どもに関しては、一人ひとりの権利が守られ、人間として豊かに生きていける支援体制づくり、子どもの社会性が育まれる環境づくりが求められ、家庭と学校、地域社会との連携による地域ぐるみの子育て・子育て（子ども自身の育ち）支援の取り組みが必要になります。

■地球環境の時代

今日の環境問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動によって、地球温暖化やオゾン層破壊など地球規模で問題が顕在化するとともに、将来世代に対しても影響を及ぼすなど、空間的・時間的な広がりをもった深刻な問題となっています。

こうした中、平成4（1992）年に開催された「地球サミット」において「アジェンダ21」が採択され、各国及び各地方自治体では、ようやく環境に配慮した「持続可能な発

展」に向けた具体的な取り組みが始まったところです。

地方自治体には、循環型社会の構築、自然との共生をめざして、住民・事業者・行政の協働のもと、資源・エネルギーの節減と有効利用、廃棄物の減量に取り組むとともに、大気・水・土壌・生態系の保全を図る取り組みが求められています。特に多自然居住地域をめざす地域においては、地球環境に負荷を加えず、かつ、将来の世代にも負担をかけずに、持続的に発展する地域を創出していくため、今後も森林などの自然環境を保全し、省エネルギー、自然エネルギーの導入など資源・エネルギー施策を進め、環境にやさしい地域づくりを進めなければなりません。また、地域住民の環境保全意識を高め、日常生活レベルから環境保全型の暮らしを行っていくことも重要になります。

■高度情報化の時代

I T（情報通信技術）の急速な発展を背景に、パソコンや携帯電話等の情報通信機器が普及するとともに、CATVやインターネット等の情報通信ネットワークも充実し、大量・高速・双方向の情報交流が現実のものとなりつつあります。その結果、地球的な規模で時間と距離の制約が克服され、国内においても、これまで大都市に集中しがちであった情報の地方分散が加速しています。

産業・経済面では、コンピューターネットワークによる情報交流や商取引等が拡大し、これに関連する情報産業の成長や既存産業の事業拡大、さらには新産業の構築等に大きな期待が寄せられています。また、日常生活面では、インターネットや携帯電話等のモバイル端末を通じた新たな人間関係がつくられたりするなど、人々のライフスタイル（生活様式）にも大きな変化がみられます。さらに、行政面では、災害対策や在宅医療・福祉等における情報の高度化が可能となり、情報ネットワークを利用したサービスの向上が求められているほか、住民の主体的な活動や住民自らの選択機会が増えるなかで、その判断材料となる情報の公開や開示に対するニーズも高まっています。

このように、今日では、地域情報化への取り組みは、活力ある地域社会づくりと地域産業の活性化にとって不可欠のものとなっており、特に多自然居住地域をめざす地域においては、より積極的に情報技術の導入と情報基盤の整備、住民の情報技術の活用能力の向上、情報のバリアフリー化等を図り、さまざまな情報の受発信を通じて、交流・連携などの地域づくりに取り組むことが重要です。

■国際化・グローバル化の時代

交通手段やI Tの発達等によって、世界はより身近なものになっています。企業においては、世界的な大競争（メガ・コンペティション）の時代を迎え、最適な活動の場を求めて国を選択するという傾向を強めています。また、個人レベルでは、広く世界を舞台とする人々の活動が日常化し、海外への渡航者も増加しています。このように、今日では、さまざまな企業や個人等が全地球的規模で活動の場を求めるグローバル化が進展しています。

一方、世界人口の爆発的増加、食糧危機、資源・エネルギーの枯渇や環境破壊など、地球規模の問題がますます深刻化しており、企業活動や日々の暮らしにおいてもこれら

の問題とのかかわりが以前にも増して高まっています。

このような国際化・グローバル化の進展は、これまでの国家間の国際関係とは別に、地域社会においても、就労目的で訪日する外国人や海外からの帰国児童などの増加、国際結婚の増加等によって、国籍や民族の多様化、多文化化などの変化をもたらしています。今後は、お互いの人権や価値観を尊重し合うことを基本に、歴史性、文化性、地域性、個性といった自らのアイデンティティを大切にしながら、相互理解と交流を深め、多文化が共生できるまちづくりを進めていくことが求められています。

■価値観・ライフスタイルの多様化の時代

わが国では、社会経済が成長から成熟へと移行するなかで、人々の価値観やライフスタイルは多様化し、物の豊かさよりも人と人とのふれあいなどの心の豊かさを重視する方向に、経済的な満足感よりも精神的な満足感を求める方向に、生活の利便性よりも自然とのふれあいを重視する方向に変化しつつあります。また、個々人の自己責任のもとでの自由な選択を尊重した、「個」重視の考え方が広まりつつあります。

このような中、今後は、大人も子どもも、女性も男性も、自分らしく生きることを保障された社会づくりを進めるとともに、ユニバーサルデザインによるまちづくり、物理的なバリアフリーだけでなく心のバリアフリー等を推進することによって、障害のある人もない人も生活し活動できるノーマライゼーション社会の実現に努めていく必要があります。さらに、自己決定と自己責任に基づく地方行政を進めるため、多様化・個別化する住民ニーズへの対応を図りながら、地域が一つになり、一丸となってまちづくりを進めていく必要があります。

特に、女性の就業や社会参加が高まる中で、家庭、学校、職場、地域社会などさまざまな場面において固定的な性別役割分担意識を払拭し、性別にこだわらない多様な生活様式が実現できるまちづくりを進める必要があります。

■交流・連携の時代

広域交通網や高速交通手段、ITや情報通信ネットワーク等の整備・充実を背景に、国境や地域を超えた多様な交流・連携を支える基盤は着実に整備されつつあります。交流・連携は、それぞれの地域条件を媒介にしながら、お互いの潜在的な魅力を増強させたり、相互に補完し合うことで、それぞれの地域の課題克服や活性化をもたらすと考えられます。

特に多自然居住地域をめざす地域においては、都市部との交流・連携を進めることで都市のもつ利便性や生活面の高次機能を享受することができ、逆に都市部では豊かな自然環境や伝統文化等とふれあう機会が増加するなど、それぞれの地域に大きな効果が期待できます。

このため、21世紀においては、それぞれの地域が有する恵まれた資源を最大限に生かし、個性と創造力を発揮しながら、さまざまな場面において、性別、世代、障害の有無、業種、地域、民族、国籍等を超えた多様な「交流と連携」を進めていくことが大切です。

■地方分権の時代

平成12（2000）年4月に地方分権一括法（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律）が施行され、これに伴って、国と地方公共団体（都道府県や市町村）は対等・協力の新しい関係に立つことになりました。

地方分権一括法は、機関委任事務制度を廃止するほか、国と地方の役割分担の原則を踏まえ、国から都道府県への権限委譲が行われたり、都道府県と市町村の関係についても対等であるという認識から、都道府県による市町村への権限委譲の方法などについて必要な見直しが行われ、市町村の権限が拡充することになります。このように、国の地方公共団体に対する関与は少なくなることが明らかになりましたが、その反面、地方財源については地方税源の拡充等といった新しい改革はみられず、結果として「財源手当のない権限委譲」という問題点を指摘する意見もあります。

いずれにしても、市町村においては、住民の意見と地域の実情を反映しながら、より細かな施策を展開するための条件や土台が整備されることになり、これからは、市町村それぞれの判断と責任のもとで、行財政改革や効率的な行財政運営を行い、広域的な連携、自治体合併などの行政課題に適切に対応していくことが求められています。